

○湯前町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例
(平成17年9月22日条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、湯前町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる公の施設)

第2条 指定管理者に管理を行わせることができる公の施設については、それぞれの公の施設の設置及び管理に関する条例の定めるところによる。

(募集)

第3条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請受付期間(次条において「申請期間」という。)
- (4) 選定の基準
- (5) 管理の基準
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (8) その他町長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第4条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長等に提出しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他町長等が別に定める書類

(選定方法等)

第5条 町長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
 - (2) 公の施設の効用を最大限に發揮すること。
 - (3) 公の施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること。
 - (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
 - (5) その他町長等が別に定める事項
- (公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第6条 町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的か

つ効率的に達成することができると思慮するときは、第3条の規定による公募によらず、本町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体等(次項において「出資団体等」という。)を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第4条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(選定委員会の意見の聴取)

第7条 第5条及び前条の指定管理者の候補者の選定にあたっては、第14条に定める湯前町公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を聞くものとする。

(指定管理者の指定)

第8条 町長等は、第5条又は第6条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第9条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定の協定で定める次項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間にに関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長等が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 町長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取り消し等)

第11条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第8条第2項の規定は、指定管理者の指定の取り消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後3箇月以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度途中において第11条の規定により指定が取り消されたは、そ

の取り消された日から起算して2箇月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数と理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他町長等が別に定める事項

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第9条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公の施設に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(湯前町公の施設に係る指定管理者選定委員会)

第14条 町に湯前町公の施設に係る指定管理者選定委員会(以下本条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織し、町長が委嘱する。ただし、指定管理者になろうとする団体の役職員及び指定管理者の指定を受けた団体の役職員(以下この条で「当該団体の役職員」という。)を委員に委嘱することができない。

3 委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会の委員の在任期間中に、当該団体の役職員になった者は、委員を解任されるものとする。

5 委員会は、第7条に基づく意見を述べるための調査及び審議を行うため、必要があるときは当該団体の役職員、執行機関の職員その他関係者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。